



犬を飼われている
皆さんへ

犬の登録および狂犬病予防注射 巡回実施のお知らせ

狂犬病予防法により、犬の所有者は狂犬病の予防注射を年1回受けさせることが義務付けられており、受けさせなかった場合は、20万円以下の罰金に処するとされています。

本年も下記の日程で、犬の登録手続と狂犬病予防注射の巡回を実施しますので、犬を飼っている方は代金を持参の上、最寄りの会場で予防注射を受けてください。犬の登録をしていない方は、登録料金も必要となります。

なお、ワクチンだけを渡すことはできませんので、必ず飼い犬を連れてきてください。

狂犬病予防注射は、今回の巡回実施のほか、動物病院でも受けることができます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクを着用の上お越しください。

※新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、延期または中止となる場合があります。その場合はホームページ等でお知らせします。

狂犬病予防注射代金 1頭につき **3,240円**
消費税率の引き上げにより昨年10月から増額となりました。

登録料 1頭につき **3,000円**
※登録済みの場合は、必要ありません。

令和2年度巡回行程

●5月24日(日)

Aコース 注射実施者：たなか獣医科病院・田中暁子先生		
①	9:30 ~ 9:40	黄金会館前
②	9:50 ~ 10:00	大麻会館前
③	10:30 ~ 10:45	光進会館前
④	10:55 ~ 11:05	泉川会館前
⑤	11:20 ~ 11:30	西春別風連会館前
⑥	11:50 ~ 12:00	上西春別小学校前
⑦	13:05 ~ 13:20	役場西春別支所前
⑧	13:35 ~ 13:50	大成地域センター前
⑨	14:05 ~ 14:15	福島会館前
⑩	14:25 ~ 14:45	上春別地域センター前
⑪	14:55 ~ 15:00	恩根内会館前
⑫	15:10 ~ 15:20	上西別会館前

Bコース 注射実施者：ムラノ動物病院・村野敬先生		
①	9:30 ~ 9:50	別海緑町内会館前
②	9:55 ~ 10:10	別海川上町公園
③	10:15 ~ 10:45	別海第2旭町内会館前
④	10:55 ~ 11:05	東矢白別会館前
⑤	11:15 ~ 11:25	北矢白別会館前
⑥	11:45 ~ 11:55	開南会館前
⑦	12:05 ~ 12:15	役場上風連連絡事務所前
⑧	13:20 ~ 13:30	上風連東部会館前
⑨	13:40 ~ 13:55	奥行会館前
⑩	14:20 ~ 14:30	走古丹地域防災センター前
⑪	14:45 ~ 15:00	本別海地域センター前
⑫	15:10 ~ 15:20	昭和会館前

●5月31日(日)

Aコース 注射実施者：青い鳥動物病院・中田千佳夫先生		
①	9:30 ~ 9:50	J A 中春別前
②	9:55 ~ 10:15	中春別福祉館前
③	10:25 ~ 10:40	菊水会館前
④	11:00 ~ 11:10	平成会館前
⑤	11:20 ~ 11:35	東公民館前
⑥	11:40 ~ 11:55	尾岱沼みなと公園
⑦	13:10 ~ 13:20	春別会館前
⑧	13:30 ~ 13:45	床丹福祉館前
⑨	14:00 ~ 14:25	美原会館前
⑩	14:35 ~ 14:50	旧美原小学校前
⑪	15:00 ~ 15:10	北西別会館前
⑫	15:20 ~ 15:40	別海町図書館駐車場
⑬	15:45 ~ 16:00	別海寿町労働会館前

Bコース 注射実施者：やまだ動物病院・山田恭嗣先生		
①	9:30 ~ 9:45	別海川上町公園
②	9:50 ~ 10:20	別海第2旭町内会館前
③	10:25 ~ 10:50	別海憩いの森駐車場(役場側)
④	11:05 ~ 11:35	豊原会館前
⑤	11:50 ~ 12:00	中西別ふれあいセンター前
⑥	13:10 ~ 13:20	福富会館前
⑦	13:30 ~ 13:40	広野会館前
⑧	13:45 ~ 13:55	栄進会館前
⑨	14:05 ~ 14:20	西春別町内会館前
⑩	14:25 ~ 14:35	西春別本久町内会館前
⑪	14:45 ~ 14:55	西公民館前
⑫	15:00 ~ 15:10	役場西春別支所前



※多少天候が悪くても実施しますので、時間厳守でお集まり願います。

※犬の健康状態によっては、予防注射をできない場合もあります。

問合せ／町民生活担当（内線1212）

国民健康保険担当 からのお知らせ

退職や就職などで職場の健康保険資格を脱退・加入した方は届け出が必要です。

退職や就職などによる国民健康保険（国保）の切り替え（加入や脱退）は自動的に行われないため、ご自身で届け出る必要があります。会社を退職して保険証を返却した後、国保に加入する届け出をせずに無保険状態になったり、国保に加入していた方が就職で職場の健康保険に加入した際に、国保を脱退する届け出をしていなかったりということが、この時期に起こりがちです。心当たりがある方は、下記のQ&Aをご参照の上、お早めに届け出をお願いします。

よくあるお問い合わせ

Q退職し、職場の健康保険の資格を喪失しましたが、どうしたらいいですか？

A退職後すぐに再就職し、切れ目なく社会保険等に加入する場合を除き、国民健康保険の加入の届け出が必要です。

【国保に加入する場合】

■手続きに必要なもの

- 社会保険の資格喪失証明書または離職票等（退職日が確認できる証明書）
- 印鑑 ●マイナンバーカード（通知書）
- 本人確認ができる証明書

※加入の届け出が遅れると

加入の資格を得た月まで、さかのぼって資格を取得し、国保税を納めることになります。

Q国保に加入していましたが、就職して社会保険に加入しました。届け出は必要ですか？

A国保の資格喪失の届け出が必要です。届け出がないと、重複加入となり、国保税と社会保険料の両方が請求されることになります。

Q短期間、職場の健康保険に加入することになりました。国保脱退の届け出は必要ですか？

A短期間でも、職場の健康保険に加入する場合は、届け出が必要です。届け出がないと、重複加入となり、国保税と社会保険料の両方が請求されることになります。

【国保を脱退する場合】

■手続きに必要なもの

- 社会保険の資格取得証明書または職場から交付された健康保険証
- 印鑑 ●マイナンバーカード（通知書）
- 本人確認ができる証明書

※脱退の届け出が遅れると

国保資格がなくなった後に国保の保険証を使って医療機関を受診した場合は、国保が負担した分の医療費を返還する必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の臨時措置として、**職場の健康保険加入による国保脱退の手続き**について、郵送での手続きを受け付けます。ご希望の方は下記担当までお問い合わせください。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

別海町ごみの減量化大作戦!

その50



家庭の枝・木くず・雑草類の出し方チェック

①家庭の枝・木くず

☑ 1回に排出する量は「5束以内」としていただきますようご協力ください。

もえないごみや粗大ごみと同じ車両で収集しているため、1カ所で大量に回収してしまうと、全てのステーションを回れなくなってしまいます。大量の場合は、複数回に分けて排出するか、ごみ処理場へ直接搬入（無料）してください。

②雑草や草花

☑ 1回に排出する量は「45リットルサイズ5袋以内」としていただきますようご協力ください。

☑ 雑草類以外のものを入れず、土を払って排出してください。

植物用ネームプレートは「もえないごみ」です。

危険ごみの出し方チェック

☑ 蛍光灯や電球は、割れないように新聞紙などで包んでください。

買い替えた箱に入れて排出すると便利です。

小型家電の出し方チェック

☑ 家電製品やおもちゃ等の電池やバッテリーは、必ず取り除いてください。

電池やバッテリーが製品に付いた状態で運搬すると、発火する恐れがあります。電化製品は、電池などを取り外してから排出してください。電池やバッテリーは「危険ごみ」です。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）